

平成二十二年政令第十九号

資金決済に関する法律施行令

内閣は、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	
第二章 前払式支払手段（第三条―第十二条）	
第三章 資金移動（第十二条の二―第二十條）	
第三章の二 暗号資産（第二十条の二・第二十条の三）	
第四章 資金清算（第二十一条・第二十二條）	
第五章 認定資金決済事業者協会（第二十三條）	
第六章 指定紛争解決機関（第二十四条―第二十七條）	
第七章 雑則（第二十八条―第三十一条）	
附則	
第一章 総則	

（定義）

第一条 この政令において、「前払式支払手段発行者」、「資金移動業」、「資金移動業者」、「暗号資産」、「暗号資産交換業者」、「資金清算業」、「認定資金決済事業者協会」、「指定紛争解決機関」、「紛争解決等業務」、「信託会社等」又は「銀行等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第一条に規定する前払式支払手段発行者、資金移動業、資金移動業者、暗号資産、暗号資産交換業、暗号資産交換業者、資金清算業、認定資金決済事業者協会、指定紛争解決機関、紛争解決等業務、信託会社等又は銀行等をいう。

第二章 削除

第二章 前払式支払手段

（発行者との密接な関係）

第三条 法第三号第四項に規定する政令で定める密接な関係は、次に掲げる関係とする。

- 一 前払式支払手段（法第三条第一項に規定する前払式支払手段をいう。以下この章において同じ。）を発行者（以下この項において「発行者」という。）が個人である場合におけるその者の親族である関係
- 二 法人が他の法人の総株主等の議決権（総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有する関係
- 三 個人及びその親族が法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有する場合における当該個人と当該法人との関係
- 四 同一の者（その者が個人である場合には、その親族を含む。）によってその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有される法人相互の関係（第二号に掲げる関係に該当するものを除く。）
- 五 発行者が行う物品の給付又は役務の提供と密接不可分な物品の給付又は役務の提供を同時に又は連続して行う者がある場合における当該者と当該発行者との関係（前各号に掲げる関係に該当するものを除く。）

2 前項第二号の場合において、法人が他の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、次に掲げる割合を合計した割合により行うものとする。

- 一 法人が自己の名義をもって所有する他の法人の株式又は出資（以下この項において「株式等」という。）に係る議決権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七十七条第一項又は第四百八十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式等に係る議決権を含む。次号において「対象議決権」という。）が当該他の法人の総株主等の議決権のうち占める割合
- 二 法人の子法人（当該法人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権に係る株式等を自己の名義をもって所有している法人をいう。以下この号において同じ。）が自己の名義をもって所有する前号に規定する他の法人の株式等に係る対象議決権が当該他の法人の総株主等の議決権のうち占める割合（当該子法人が二以上ある場合には、それぞれにつき計算した割合の合計割合）

3 前項の規定は、第一項第三号及び第四号の関係の判定について準用する。

（適用除外となる前払式支払手段）

第四条 法第四条第一号に規定する政令で定めるものは、第一号から第三号までに掲げる証券その他の物（以下この条において「証券等」という。）又は第四号に掲げる番号、記号その他の符号とする。

- 一 乗車券、乗船券及び航空券
- 二 次に掲げる施設又は場所に係る入場券（通常入場券と併せて発行される遊園地その他これに類する施設の利用券を含む。）
- イ 映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物を不特定かつ多数の者に見せ、又は聴かせる場所

ロ 競馬場、競輪場、小型自動車競走場又はモーターボート競走場
 ハ 美術館、遊園地、動物園、博覧会の会場その他不特定かつ多数の者が入場する施設又は場所であつてこれらに類するもの
 三 前二号に掲げるもののほか、特定の施設又は場所の利用に際し発行される食券その他の証券等で、当該施設又は場所の利用者が通常使用することとされているもの
 四 前三号に掲げる証券等と同等の機能を有する番号、記号その他の符号（その発行する者又は当該発行する者による利用者に対する物品の給付又は役務の提供が、発行する者又は当該発行する者が指定する者の使用に係る電子計算機と利用者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて行われる場合に利用されるものを除く。）

2 法第四条第二号に規定する政令で定める一定の期間は、六月とする。
 3 法第四条第四号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 独立行政法人自動車技術総合機構
- 二 日本中央競馬会及び日本放送協会
- 三 港務局及び地方道路公社

4 法第四条第五号に規定する政令で定める前払式支払手段は、次に掲げる前払式支払手段とする。

一 専ら発行者の従業員（当該従業員と同一の世帯に属する者を含む。以下この号において同じ。）に対して発行される第三者型前払式支払手段（法第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段をいう。）であつて、専ら当該従業員が使用することとされているもの

二 次に掲げる者が発行する保健施設、福祉施設又は福祉事業に係る前払式支払手段

イ 健康保険組合又は健康保険組合連合会

ロ 国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団

ハ 企業年金基金又は企業年金連合会

ニ イからハまでに掲げる者に類するものとして内閣府令で定める者

三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校を設置する者（国及び地方公共団体を除く。）が専らその学生、生徒若しくは児童又は職員（以下この号において「学生等」という。）に対して発行する前払式支払手段（専ら当該学生等が使用することとされているものに限る。）その他これに準ずるものとして内閣府令で定める前払式支払手段

四 前三号に掲げる前払式支払手段のほか、一定の職域内に勤務する従業員又は当該従業員であつた者（これらの者と同一の世帯に属する者を含む。以下この号において「従業員等」という。）の福利厚生のための売店その他の施設（以下この号において「福利厚生施設」という。）に係る事業を営むものが専ら当該従業員等に対して発行する前払式支払手段（当該従業員等の福利厚生施設においてのみ使用することとされているものに限る。）その他これに類するものとして内閣府令で定める前払式支払手段

5 法第四条第六号に規定する政令で定める前払式支払手段は、次に掲げる前払式支払手段とする。

一 割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）第二条第六項に規定する前払式特定取引に係る商品の引渡し若しくは役務の提供又は同法第十一条に規定する前払式割賦販売に係る商品の引渡しにおいて使用することとされている前払式支払手段

二 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二条第三項に規定する旅行業務（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第八項に規定する住宅宿泊仲介業務（旅行業法第六条の四第一項に規定する旅行業者が行うものを除く。）を除く。）に関する取引において発行される前払式支払手段

（純資産額の下限等）

第五条 法第十条第一項第二号イに規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第十条第一項の登録申請者の発行する前払式支払手段の利用が可能な地域の範囲が一の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区。次号において同じ。）の区域内である場合 千万円

二 法第十条第一項の登録申請者が次に掲げる基準のいずれにも該当する場合 零

イ 一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下「一般社団法人等」という。）であること。
 ロ その定款に当該登録申請者が前払式支払手段の発行の業務を行う旨及び当該登録申請者が地域経済の活性化又は当該地域の住民相互の交流の促進を図ることを目的とする旨の記載がされていること。

ハ その発行する前払式支払手段の利用が可能な範囲が一の市町村及びこれに隣接する市町村の区域内であること。

ニ その発行する前払式支払手段の未使用残高（法第三条第一項第一号の前払式支払手段に係る代価の弁済に充てることができる金額及び同項第二号の前払式支払手段に係る給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額の合計額として内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。）から法第十四条第一項の規定により供託をした発行保証金の金額並びに法第十五条及び第十六条第一項の規定により供託をしないことができる金額を控除した金額に相当する金額以上の金額の預貯金が当該登録申請者を名義人とする口座において保有されること
 三 前二号に掲げる場合以外の場合 一億円

ホ その発行する前払式支払手段に当該一般社団法人等の貸借対照表及び損益計算書又はこれに代わる書面の閲覧の請求ができる旨の記載がされていること。

2 法第十条第一項第二号ロに規定する政令で定めるものは、法律の規定（金融庁長官が告示をもって定めるものに限る。）により行政庁の認可を受けて設立される営利を目的としない法人であつて、その定款に前払式支払手段の発行の業務を行う旨の記載がされているものとする。

（供託が必要となる基準日未使用残高の最低額）

第六条 法第十四条第一項に規定する政令で定める額は、千万円とする。

(発行保証金保全契約の内容となるべき事項)

第七条 前払式支払手段発行者が締結する発行保証金保全契約(法第十五条に規定する発行保証金保全契約をいう。以下この条、次条第二項第二号及び第十一条第二項において同じ。)は、当該発行保証金保全契約の相手方が法第十七条の規定による命令を受けたときは当該前払式支払手段発行者のために当該命令に係る額の発行保証金が遅滞なく供託されるものであることその他内閣府令で定める事項をその内容とするものでなければならない。

(発行保証金保全契約を締結することができる銀行等が満たすべき要件等)

第八条 法第十五条に規定する政令で定める要件は、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十四条の二その他これに類する他の法令の規定に規定する基準を勘案して内閣府令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当することとする。

2 法第十五条に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。
一 保険業法(平成七年法律第五号)第三百十条に規定する基準を勘案して内閣府令で定める健全な保険金等の支払能力の充実の状況にある旨の区分に該当する保険会社その他の内閣府令で定める者
二 割賦販売法第三十五条の四第一項に規定する指定を受けた者で、当該発行保証金保全契約に係る事業につき同法第三十五条の九ただし書の承認を受けた者
(発行保証金の取戻しができる場合の区分及び取戻可能額等)

第九条 法第十四条第一項若しくは第二項又は第十七条の規定により発行保証金(法第十四条第三項の規定により供託した債券(同項に規定する内閣府令で定める債券をいう。第十一条第八項において同じ。))を含む。以下この条及び第十一条第五項において同じ。)を供託した者又はその承継人(以下この条において「供託者」と総称する。)は、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める額の発行保証金を取り戻すことができる。
一 直前の基準日(法第三条第二項に規定する基準日をいう。次号において同じ。)における基準日未使用残高(同項に規定する基準日未使用残高をいう。)が千円以下である場合 供託されている発行保証金の全額
二 直前の基準日における要供託額(法第十四条第一項に規定する要供託額をいう。)が当該基準日に係る法第二十三条第一項の報告書の提出の日の翌日における発行保証金等合計額(供託されている発行保証金の額、保全金額(法第十五条に規定する保全金額をいう。)及び信託財産の額(法第十六条第一項に規定する信託財産の額をいう。))の合計額をいう。第四号及び次項第二号において同じ。)を下回る場合 供託されている発行保証金の額の範囲内において、その下回る額に達するまでの額
三 法第三十一条第一項の権利(以下この号、次号、第三項及び第十一条において「権利」という。)の実行の手続が終了した場合であつて、当該権利の実行の手続が終了した日における未使用残高(同日においてなお存する法第三条第一項第一号の前払式支払手段に係る代価の弁済に充てることができる金額及び同項第二号の前払式支払手段に係る給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額の合計額として内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。次号において同じ。)が千円以下であるとき 供託されている発行保証金の額から当該権利の実行の手続に要した費用の額を控除した残額
四 権利の実行の手続が終了した場合であつて、当該権利の実行の手続が終了した日における未使用残高が千円を超えるとき 供託されている発行保証金の額から当該権利の実行の手続に要した費用の額を控除した額の範囲内において、同日における発行保証金等合計額から同日における未使用残高の二分の一の額を控除した残額に達するまでの額
2 法第十八条第四項に規定する政令で定める場合は、法第二十条第一項の規定による払戻しの手続が終了した場合とし、供託者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める額の発行保証金を取り戻すことができる。

一 当該払戻しの手続が終了した日における未使用残高(同日においてなお存する法第三条第一項第一号の前払式支払手段に係る代価の弁済に充てることができる金額及び同項第二号の前払式支払手段に係る給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額の合計額として内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。次号において同じ。)が千円以下である場合 供託されている発行保証金の全額
二 当該払戻しの手続が終了した日における未使用残高が千円を超える場合 供託されている発行保証金の額の範囲内において、同日における発行保証金等合計額から同日における未使用残高の二分の一の額を控除した残額に達するまでの額
3 供託者は、その発行保証金について法第二十条第一項の規定による払戻しの手続が行われている間及び権利の実行の手続が行われている間は、前二項の規定にかかわらず、当該発行保証金を取り戻すことができる。

(前払式支払手段発行者が電子公告により前払式支払手段の払戻しの公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え)

第九条の二 法第二十条第二項の規定による公告を電子公告(会社法第二十三条第四号に規定する電子公告をいう。)によりする場合について、法第二十条第三項及び第四項において会社法の規定を準用する場合における同条第三項及び第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句
第九百四十条第一項第三号	異議を述べ
第九百四十条第三項(各号を除く。)	債権の申出をする
	第一項
	同項の
	これらの

(基準日に係る特例)

第九条の三 法第二十九条の二第一項の規定の適用がある場合における法第十四条及び第二十三条の規定の適用については、法第十四条第二項中「基準日における」とあるのは「基準日(第二十九条の二第一項の届出書を提出した日の翌日の直前の基準日が同条第二項に規定する特例基準日である場合には、当該特例基準日を除いた基準日。以下この項において同じ。))における」と、法第二十三条第一項第一号中「基準期間」とあるのは「基準期間(第二十九条の二第一項の届出書を提出した日の翌日の属する基準期間が特例基準日(同条第二項に規定する特例基準日をいう。))の翌日

から次の通常基準日（同条第二項に規定する通常基準日をいう。以下この号において同じ。）までの期間である場合にあっては、当該通常基準日を含む基準期間及び当該基準期間の直前の基準期間」とする。

2 法第二十九条の二第三項及び第四項に規定する政令で定める期間は、一年とする。

（権利実行事務代行者となる資格を有する者）

第十条 法第三十一条第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 銀行等
- 二 信託会社等
- 三 当該前払式支払手続発行者について破産手続が開始された場合における破産管財人
- 四 当該前払式支払手続発行者について更生手続が開始された場合における管財人
- 五 当該前払式支払手続発行者について再生手続が開始された場合における管財人（当該再生手続において管財人が選任されている場合に限る。）

（発行保証金に係る権利の実行の手続）

第十一条 前払式支払手段の保有者は、その保有する前払式支払手段（既に法第二十条第一項の規定による払戻しの手続が終了したもの及び権利の実行の手続が終了したものを除く。）に関し、金融庁長官に対して、その権利の実行の申立てをすることができる。

2 金融庁長官は、法第三十一条第二項の規定による公示をしたときは、その旨を前項の申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）及び当該前払式支払手段を発行した前払式支払手段発行者（当該前払式支払手段発行者が発行保証金保全契約又は法第十六条第一項に規定する発行保証金信託契約を締結している場合にあっては、当該前払式支払手段発行者及びこれらの契約の相手方。第四項及び第五項において同じ。）に通知しなければならない。

3 法第三十一条第二項の規定による公示があった後は、申立人がその申立てを取り下げた場合においても、権利の実行の手続の進行は、妨げられない。

4 金融庁長官は、法第三十一条第二項の期間が経過した後、遅滞なく、権利の調査を行わなければならない。この場合において、金融庁長官は、あらかじめ、期日及び場所を公示し、かつ、当該前払式支払手段発行者に通知して、申立人、当該期間内に債権の申出をした者及び当該前払式支払手段発行者に対し、権利の存否及びその権利によって担保される債権の額について証拠を提示し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

5 金融庁長官は、前項の規定による調査の結果に基づき、法第三十一条第二項の期間の末日までに供託された発行保証金について、遅滞なく、配当表を作成し、これを公示し、かつ、当該前払式支払手段発行者に通知しなければならない。

6 配当は、前項の規定による公示をした日から百十日を経過した後、配当表に従い実施するものとする。

7 金融庁長官は、前払式支払手段発行者の営業所又は事務所の所在地を確知できないときは、第二項、第四項及び第五項の規定による当該前払式支払手段発行者への通知をすることを要しない。

8 金融庁長官は、債券が供託されている場合において、権利の実行に必要があるときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。

9 第五項及び第六項の場合において、金融庁長官は、第五項に規定する発行保証金の額から法第三十一条第二項に規定する公示の費用、同条第三項に規定する権利実行事務代行者の報酬その他の発行保証金の還付の手続に必要な費用（前項の換価の費用を除く。）の額を控除した額について配当表を作成し、当該配当表に従い配当を実施することができる。

（供託義務の免除される銀行等が満たすべき要件等）

第十二条 法第三十五条に規定する政令で定める要件は、第八条第一項に規定する要件とする。

2 法第三十五条に規定する政令で定める者は、第八条第二項第一号に掲げる者とする。

第三章 資金移動

（第二種資金移動業及び第三種資金移動業における資金移動の上限額）

第十二条の二 法第三十六条の二第二項に規定する少額として政令で定める額は、百万円に相当する額とする。

2 法第三十六条の二第三項に規定する特に少額として政令で定める額は、五万円に相当する額とする。

（資金移動業の登録が取り消された法人の取締役等であつた者に準ずる者）

第十三条 法第四十条第一項第十号ホに規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法人が法第八十二条第一項又は第二項の規定により法第六十四条第一項の免許を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事又は監事であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

二 法人が銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により同法第四条第一項の免許を取り消され、同法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第五十二条の三十四第一項の規定により同法第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役（同法第四十七条第二項の規定により取締役とみなされる日本における代表者を含む）、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

三 法人が長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により長期信用銀行法第四条第一項の免許を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の第二項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与又は監査役であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

四 法人が信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は同法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

五 法人が労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十五条の規定により同法第六条の免許を取り消され、又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

六 法人が中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第六十六条第二項の規定により解散を命ぜられ、若しくは協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六十六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項の認可を取り消され、又は同法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合において、その取消しの日（解散命令の場合にあつては、当該解散命令がなされた日。以下この号から第九号までにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事又は監事であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

七 法人が農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第九十五条の二の規定により農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

八 法人が水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十一条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第六十六条第一項の許可を取り消され、又は同法第二百二十四条の二の規定により漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の理事又は監事であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

九 法人が農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第八十六条の規定により解散を命ぜられた場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の理事、経営管理委員又は監事であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

十 法人が株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第十三条第一項の規定により同法第八条第一項又は第二項ただし書の認可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与又は監査役であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

十一 法人が法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令を含む。以下この号において受けて、その取消しの日から五年を経過しない者

十二 銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は株式会社商工組合中央金庫法第十三条第一項の規定により同法第八十一条若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

十三 銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を取り消された場合、信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合、農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合、水産業協同組合法第八十一条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第六十六条第一項の許可を取り消された場合又は農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

十四 銀行法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可若しくは同法第五十二条の三十六第一項と同種類の認可若しくは許可を取り消され、又は当該認可若しくは許可の更新を拒否された場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日）から五年を経過しない者

十五 法第六十七条第三項又は第八十二条第二項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は理事若しくは監事であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

十六 銀行法第二十七条若しくは第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役（同法第四十七条第二項の規定により取締役とみなされる日本における代表者を含む。）、執行役、会計参与若しくは監査役又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

十七 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

十八 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は信用金庫法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

十九 労働金庫法第九十五条第一項の規定により改任を命ぜられた理事若しくは監事又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十一 農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農業協同組合法第九十五条第二項の規定により改選を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十二 水産業協同組合法第八十八条第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は水産業協同組合法第二百二十四条第二項の規定により改選を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十三 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員若しくは監事であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十四 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与又は監査役であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十五 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(最低要履行保証額)

第十四条 法第四十三条第二項ただし書に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる資金移動業の種別(法第三十八条第一項第七号に規定する資金移動業の種別をいう。以下この章において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる資金移動業の種別以外の資金移動業の種別(千万円をその資金移動業者が営む資金移動業の種別(同号に掲げる資金移動業の種別を除く。)の数で除して得た額(その額に一百万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。))

二 第三種資金移動業(法第三十六条の二第三項に規定する第三種資金移動業をいう。以下この号、第十七条第一項第一号及び第十七条の三第二項第二号において同じ。)(その資金移動業者が営む第三種資金移動業の預貯金等管理割合(法第四十五条の二第一項に規定する預貯金等管理割合をいう。第十七条の三第二項第二号において同じ。))が百分の百である場合に限る。)(零円)

(履行保証金全契約の内容となるべき事項)

第十五条 資金移動業者がその営む資金移動業の種別ごとに締結する履行保証金全契約(法第四十四条に規定する履行保証金全契約をいう。以下この条、次条第二項第二号及び第十九条第二項において同じ。)は、次に掲げる事項その他内閣府令で定める事項をその内容とするものでなければならない。

一 当該履行保証金全契約の対象とする資金移動業の種別

二 当該履行保証金全契約の相手方が法第四十六条の規定による命令を受けたときは、当該資金移動業者のために当該命令に係る額の履行保証金が遅滞なく供託されるものであること。

(履行保証金全契約を締結することができる銀行等が満たすべき要件等)

第十六条 法第四十四条に規定する政令で定める要件は、銀行法第十四条の二その他これに類する他の法令の規定に規定する基準を勘案して内閣府令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当することとする。

2 法第四十四条に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 保険業法第三十条に規定する基準を勘案して内閣府令で定める健全な保険金等の支払能力の充実に資する旨の区分に該当する保険会社その他の内閣府令で定める者

二 割賦販売法第三十五条の四第一項に規定する指定を受けた者で、当該履行保証金全契約に係る事業につき同法第三十五条の九ただし書の承認を受けた者

(履行保証金の取戻しができる場合の区分及び取戻可能額等)

第十七条 法第四十三条第一項又は第四十六条の規定により一の種別の資金移動業に係る履行保証金(法第四十三条第三項の規定により供託した債券(同項に規定する内閣府令で定める債券をいう。第十九条第八項において同じ。))を含む。以下この条及び第十九条第五項において同じ。))を供託した者又はその承継人(第三項及び第四項において「供託者」と総称する。)は、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める額の履行保証金を取り戻すことができる。

一 当該種別の資金移動業に係る直前の算定日(第一種資金移動業(法第三十六条の二第一項に規定する第一種資金移動業をいう。))にあつては各営業日をいい、第二種資金移動業(同条第二項に規定する第二種資金移動業をいう。))及び第三種資金移動業(法第三十六条の二第二号に規定する基準日をいう。以下この号において同じ。))における要供託額(法第四十七条第一号に規定する要供託額をいう。))が、当該算定日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額(供託されている履行保証金の額、保全金額(法第四十四条に規定する保全金額をいう。))及び信託財産の額(法第四十五条第一項に規定する信託財産の額をいう。))の合計額をいう。第三号及び第三項第二号において同じ。))を下回る場合 当該種別の資金移動業に係る供託されている履行保証金の額の範囲内において、その下回る額に達するまでの額

二 当該種別の資金移動業の全部について法第五十九条第一項の権利(以下この号、次号、第四項及び第十九条において「権利」という。))の実行の手続が終了した場合 当該種別の資金移動業に係る供託されている履行保証金の額から当該権利の実行の手続に要した費用を控除した残額

三 当該種別の資金移動業の一部について権利の実行の手続が終了した場合 当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額から同日における当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項に規定する要履行保証額(同日が営業日でない場合にあつては、直前の営業日における同項に規定する要履行保証額)を控除した残額に達するまでの額

額の範囲内において、当該権利の実行の手続が終了した日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額から同日における当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項に規定する要履行保証額(同日が営業日でない場合にあつては、直前の営業日における同項に規定する要履行保証額)を控除した残額に達するまでの額

の要履行保証額(同日が営業日でない場合にあつては、直前の営業日における同項に規定する要履行保証額)を控除した残額に達するまでの額

の要履行保証額(同日が営業日でない場合にあつては、直前の営業日における同項に規定する要履行保証額)を控除した残額に達するまでの額

の要履行保証額(同日が営業日でない場合にあつては、直前の営業日における同項に規定する要履行保証額)を控除した残額に達するまでの額

の要履行保証額(同日が営業日でない場合にあつては、直前の営業日における同項に規定する要履行保証額)を控除した残額に達するまでの額

の要履行保証額(同日が営業日でない場合にあつては、直前の営業日における同項に規定する要履行保証額)を控除した残額に達するまでの額

の要履行保証額(同日が営業日でない場合にあつては、直前の営業日における同項に規定する要履行保証額)を控除した残額に達するまでの額

の要履行保証額(同日が営業日でない場合にあつては、直前の営業日における同項に規定する要履行保証額)を控除した残額に達するまでの額

の要履行保証額(同日が営業日でない場合にあつては、直前の営業日における同項に規定する要履行保証額)を控除した残額に達するまでの額

- 2 法第四十七条第三号に規定する政令で定める場合は、資金移動業者が法第六十一条第三項の規定による公告（事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由による当該業務の承継に係る公告を除く。）をし、かつ、廃止しようとする資金移動業として行う為替取引に關し負担する債務に係る債権者のうち知れている者には、各別にこれを通知した場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときとする。
- 一 廃止しようとする資金移動業として行う為替取引に關し負担する債務を履行したとき。
- 二 資金移動業者がその責めに帰することができない事由によつて廃止しようとする資金移動業として行う為替取引に關し負担する債務の履行をすることができない場合であつて、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該債務に係る債権者から申出がないとき。
- 3 前項の場合において、供託者は、次の各号に掲げる場合に依じ、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める額の履行保証金を取り戻すことができる。
- 一 その一の種別の資金移動業の全部を廃止しようとする場合 当該種別の資金移動業に係る供託されている履行保証金の全額
- 二 その一の種別の資金移動業の一部を廃止しようとする場合 当該種別の資金移動業に係る供託されている履行保証金の額の範囲内において、前項各号のいずれかに該当することとなつた日ににおける当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額から同日における当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項に規定する要履行保証額（同日が営業日でない場合にあつては、直前の営業日における同項に規定する要履行保証額）を控除した残額に達するまでの額
- 4 供託者は、その一の種別の資金移動業に係る履行保証金について権利の実行の手続が行われている間は、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該種別の資金移動業に係る履行保証金を取り戻すことができない。

（第三種資金移動業に關し負担する債務の上限額）

第十七条の二 法第五十一条の三に規定する政令で定める額は、五万円に相当する額とする。

（履行保証金の供託等に係る特例）

第十七条の三 法第五十八条の二第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定

読み替えられる字句

読み替える字句

第四十三条第一項

第四十八条

以下の項及び第四十八条

第四十三条第二項

前項各号

前項

2 法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項ただし書に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる資金移動業者の区分に依じ、当該各号に定める額とする。

一 特例対象資金移動業（法第五十八条の二第一項に規定する特例対象資金移動業をいう。次号において同じ。）のみを営む資金移動業者 千万円

二 前号に掲げる者以外の資金移動業者（特例対象資金移動業以外に営む資金移動業の種別が第三種資金移動業（当該資金移動業者が営む第三種資金移動業の預貯金等管理割合が百分の百である場合に限る。）である者に限る。） 千万円

三 前二号に掲げる者以外の資金移動業者 六百六十六万円

3 法第五十八条の二第一項の規定の適用がある場合における第十五条から第十七条まで及び第十九条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五条 その営む資金移動業の種別ごとに縮結する

縮結する

第四十四条

第四十四条

第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十四条

第四十六条

第四十四条

第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十四条

第十七条第一項

第四十三条第一項又は第四十六条の規定により一の種別の資金移動業に係る

第六十条の規定により

第十七条第一項第一号 当該種別の資金移動業に係る直前の算定日（第一種資金移動業（法第三十六条の二第一項に規定する第一種資金移動業をいう。）にあつては各営業日をいい、第二種資金移動業（同条第二項に規定する第二種資金移動業をいう。）及び第三種資金移動業をいう。）については法第四十三条第一項第二号に規定する基準日

直前の基準日等（法第五十八条の二第五項第二号に規定する基準日等

法第四十七条第一号

法第四十七条第一号

同条第一項の規定により読み替えて適用する法第四十七条第一号

算定日における当該種別の資金移動業に係る

算定日における当該種別の資金移動業に係る

基準日等における

法第四十四条

法第四十四条

同項の規定により読み替えて適用する法第四十四条

法第四十五条第一項

法第四十五条第一項

同項の規定により読み替えて適用する法第四十五条第一項

当該種別の資金移動業に係る供託されている

当該種別の資金移動業に係る供託されている

供託されている

第十七条第一項第二号

当該種別の資金移動業の

特例対象資金移動業（法第五十八条の二第一項に規定する特例対象資金移動業をいう。次号及び第三項において同じ。）の

法第五十九条第一項

法第五十九条第一項

同条第一項の規定により読み替えて適用する法第五十九条第一項

当該種別の資金移動業に係る供託されている

当該種別の資金移動業に係る供託されている

供託されている

当該種別の資金移動業に係る供託されている

当該種別の資金移動業に係る供託されている

供託されている

当該種別の資金移動業に係る供託されている

当該種別の資金移動業に係る供託されている

供託されている

当該種別の資金移動業に係る供託されている

当該種別の資金移動業に係る供託されている

供託されている

当該種別の資金移動業に係る供託されている

当該種別の資金移動業に係る供託されている

供託されている

第十七条第一項第三号	当該種別の資金移動業の 当該種別の資金移動業に係る供託されている 当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額 当該種別の資金移動業に係る法 (を)	特例対象資金移動業の 供託されている 履行保証金等合計額 法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法 (の総額(当該総額が第十七条の三第二項各号に掲げる資金移動業者の区分に応じ、当該各号に定める額以下である場合にあつては、当該額)を
第十七条第三項第一号	当該種別の資金移動業に係る供託されている	特例対象資金移動業 供託されている
第十七条第三項第二号	当該種別の資金移動業に係る供託されている 当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額 当該種別の資金移動業に係る法 を控除した	履行保証金等合計額 法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法 の総額(当該総額が第十七条の三第二項各号に掲げる資金移動業者の区分に応じ、当該各号に定める額以下である場合にあつては、当該額)を控除した
第十七条第四項	一の種別の資金移動業に係る履行保証金 当該種別の資金移動業に係る	履行保証金
第十九条第一項	営む一の種別の資金移動業に係る	当該種別の資金移動業に係る
第十九条第二項	第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約(いずれも前項の申立てに係る種別の資金移動業に係るものに限る。)	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約
第十九条第五項	履行保証金(第一項の申立てに係る種別の資金移動業に係るものに限る。)	履行保証金

(権利実行事務代行者となる資格を有する者)

第十八条 法第五十九条第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 銀行等
- 二 信託会社等
- 三 当該資金移動業者について破産手続が開始された場合における破産管財人
- 四 当該資金移動業者について更生手続が開始された場合における管財人
- 五 当該資金移動業者について再生手続が開始された場合における管財人(当該再生手続において管財人が選任されている場合に限る。)

(履行保証金に係る権利の実行の手続)

第十九条 資金移動業者がその営む一の種別の資金移動業に係る為替取引に関し負担する債務に係る債権者は、当該債務に係る債権(既に権利の実行の手続が終了したもの及び為替取引に関し負担する債務の履行を完了した場合として第十七条第二項に定める場合における当該債務に係るものを除く。)に関し、金融庁長官に対して、その権利の実行の申立てをすることができる。

2 金融庁長官は、法第五十九条第二項の規定による公示をしたときは、その旨を前項の申立てをした者(以下この条において「申立人」という。)及び当該資金移動業者(当該資金移動業者が履行保証金保全契約又は法第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約(いずれも前項の申立てに係る種別の資金移動業に係るものに限る。)を締結している場合にあつては、当該資金移動業者及びこれらの契約の相手方。第四項及び第五項において同じ。)に通知しなければならない。

3 法第五十九条第二項の規定による公示があつた後は、申立人がその申立てを取り下げた場合においても、権利の実行の手続の進行は、妨げられない。

4 金融庁長官は、法第五十九条第二項の期間が経過した後、遅滞なく、権利の調査を行わなければならない。この場合において、金融庁長官は、あらかじめ、期日及び場所を公示し、かつ、当該資金移動業者に通知して、申立人、当該期間内に債権の申出をした者及び当該資金移動業者に対し、権利の存否及びその権利によって担保される債権の額について証拠を提示し、及び意見を述べ、る機会を与えなければならない。

5 金融庁長官は、前項の規定による調査の結果に基づき、法第五十九条第二項の期間の末日までに供託された履行保証金(第一項の申立てに係る種別の資金移動業に係るものに限る。)について、遅滞なく、配当表を作成し、これを公示し、かつ、当該資金移動業者に通知しなければならない。

6 配当は、前項の規定による公示をした日から百十日を経過した後、配当表に従い実施するものとする。

7 金融庁長官は、資金移動業者の営業所の所在地を確知できないときは、第二項、第四項及び第五項の規定による当該資金移動業者への通知をすることを要しない。

8 金融庁長官は、債券が供託されている場合において、権利の実行に必要があるときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。

9 第五項及び第六項の場合において、金融庁長官は、第五項に規定する履行保証金の額から法第五十九条第二項に規定する公示の費用、同条第三項に規定する権利実行事務代行者の報酬その他の履行保証金の還付の手続に必要な費用(前項の換価の費用を除く。)の額を控除した額について配当表を作成し、当該配当表に従い配当を実施することができる。

10 金融庁長官は、権利の実行の手続が開始し、法第五十九条第二項の期間が経過した場合において、第五項に規定する履行保証金の額が同条第二項の規定により申出がされた同項に規定する債権の総額を超えるときは、当該権利の実行の手続に係る債権者に対し、仮配当をすることができる。

- 11 金融庁長官は、仮配当をするときは、速やかに、次に掲げる事項を定め、これを公示しなければならない。
 - 一 仮配当をする旨
 - 二 債権者一人当たり又は為替取引一件当たりの仮配当の上限の額
 - 三 仮配当の請求期間
 - 四 仮配当の方法
 - 五 請求者が仮配当を請求する際に金融庁長官に対し提出又は提示をすべき書類その他のもの
 - 六 その他金融庁長官が必要と認める事項
 - 12 仮配当を求める者は、前項の規定により公示した請求期間内に、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官に仮配当を請求しなければならない。ただし、その請求期間内に請求しなかったことにつき災害その他やむを得ない事情があると金融庁長官が認めるときは、この限りでない。
 - 13 権利の実行の手續に係る債権者が当該権利の実行の手續において第十項の仮配当を受けている場合における第六項の配当の額は、当該仮配当の額（次項の規定により国庫に納付すべき額を除く。）を控除した金額に相当する金額とする。
 - 14 権利の実行の手續に係る債権者が受けた第十項の仮配当の額が、第六項の配当の額を超えるときは、その者は、その超える金額を国庫に納付しなければならない。
- （資金移動業者が電子公告により資金移動業の廃止等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え）
- 第二十条** 法第六十一条第三項の規定による公告を電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。）によりする場合について、法第六十一条第六項及び第七項において会社法の規定を準用する場合における同条第六項及び第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。
- | | | |
|----------------------------------|--------------------------|-----------------------|
| 読み替える会社法の規定
第九百四十条第三項（各号を除く。） | 読み替えられる字句
前二項
これらの | 読み替える字句
第一項
同項の |
|----------------------------------|--------------------------|-----------------------|

第三章の二 暗号資産

- （暗号資産交換業の登録が取り消された法人の取締役等であつた者に準ずる者）
- 第二十条の二** 法第六十三条の五第一項第十一号ホに規定する政令で定める者は、法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者とする。
- （暗号資産交換業者が電子公告により暗号資産交換業の廃止等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え）
- 第二十条の三** 法第六十三条の二十第三項の規定による公告を電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。）によりする場合について、法第六十三条の二十第六項及び第七項において会社法の規定を準用する場合における同条第六項及び第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。
- | | | |
|----------------------------------|--------------------------|-----------------------|
| 読み替える会社法の規定
第九百四十条第三項（各号を除く。） | 読み替えられる字句
前二項
これらの | 読み替える字句
第一項
同項の |
|----------------------------------|--------------------------|-----------------------|

第四章 資金清算

- （資金清算業の免許が取り消された法人の取締役等であつた者に準ずる者）
- 第二十一条** 法第六十六条第二項第四号ホに規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。
- 一 法人が法第五十六条第一項又は第二項の規定により法第三十七条の登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者
 - 二 法人が銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により同法第四条第一項の免許を取り消され、同法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第五十二条の三十四第一項の規定により同法第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役（同法第四十七条第二項の規定により取締役とみなされる日本における代表者を含む。）、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者
 - 三 法人が長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により長期信用銀行法第四条第一項の免許を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の第二項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、又は同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与又は監査役であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者
 - 四 法人が信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は同法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の理事又は監事であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者
 - 五 法人が労働金庫法第九十五条の規定により同法第六条の免許を取り消され、又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の理事又は監事であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

- 六 法人が中小企業等協同組合法第六十六条第二項の規定により解散を命ぜられ、若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六十六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項の認可を取り消され、又は同法第六十六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六十六条の三第一項の許可を取り消された場合において、その取消の日（解散命令の場合にあっては、当該解散命令がなされた日。以下この号から第九号までにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事又は監事であった者でその取消の日から五年を経過しない者
- 七 法人が農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の二第二項の許可を取り消され、又は同法第九十五条の二の規定により農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合において、その取消の日前三十日以内にその法人の理事又は監事であった者でその取消の日から五年を経過しない者
- 八 法人が水産業協同組合法第八十八条第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第六十六条第一項の許可を取り消され、又は同法第二百二十四条の二の規定により漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合において、その取消の日前三十日以内にその法人の理事又は監事であった者でその取消の日から五年を経過しない者
- 九 法人が農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第二項の許可を取り消され、又は同法第八十六条の規定により解散を命ぜられた場合において、その取消の日前三十日以内にその法人の理事、経営管理委員又は監事であった者でその取消の日から五年を経過しない者
- 十 法人が株式会社商工組合中央金庫法第十三条第一項の規定により同法第八十一条又は第二項ただし書の認可を取り消された場合において、その取消の日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与又は監査役であった者でその取消の日から五年を経過しない者
- 十一 法人が法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている第一号から前号までに規定する免許、許可、認可若しくは登録と同種類の免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消され、若しくは当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否され、又は解散を命ぜられた場合において、その取消の日（解散命令の場合にあっては当該解散命令がなされた日）とし、更新の拒否の場合にあっては当該更新の拒否の処分がなされた日とする。以下この号において同じ。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であった者でその取消の日から五年を経過しない者
- 十二 銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は株式会社商工組合中央金庫法第十三条第一項の規定により同法第八十一条若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合において、その取消の日から五年を経過しない者
- 十三 銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を取り消された場合、信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合、協同組合による金融事業に関する法律第六十六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六十六条の三第一項の許可を取り消された場合、農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の二第二項の許可を取り消された場合、水産業協同組合法第八十八条第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第六十六条第一項の許可を取り消された場合又は農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第二項の許可を取り消された場合において、その取消の日から五年を経過しない者
- 十四 銀行法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可若しくは同法第五十二条の三十六第一項と同種類の認可若しくは許可を取り消され、又は当該認可若しくは許可の更新を拒否された場合において、その取消の日（更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなされた日）から五年を経過しない者
- 十五 法第六十七条第三項又は第八十二条第二項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は理事若しくは監事であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者
- 十六 銀行法第二十七条若しくは第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役（同法第四十七条第二項の規定により取締役とみなされる日本における代表者を含む。）、執行役、会計参与若しくは監査役又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者
- 十七 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者
- 十八 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた役員若しくは監事又は信用金庫法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者
- 十九 労働金庫法第九十五条第一項の規定により改任を命ぜられた理事若しくは監事又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者
- 二十 協同組合による金融事業に関する法律第六十六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は協同組合による金融事業に関する法律第六十六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者
- 二十一 農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農業協同組合法第九十五条第二項の規定により改選を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十二 水産業協同組合法第八十条第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は水産業協同組合法第二百二十四条第二項の規定により改選を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十三 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員若しくは監事であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十四 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与又は監査役であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十五 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者（剰余金の配当に係る最低純資産額）

第二十二條 法第六十八條第二項の規定により読み替えて適用する会社法第四百五十八條に規定する政令で定める金額は、二十億円とする。

第五章 認定資金決済事業者協会

第二十三條 法第八十七條の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出してしなければならない。

- 一 名称
- 二 事務所の所在の場所
- 三 役員の氏名及び会員の名称
- 2 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

第六章 指定紛争解決機関

(紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定)

第二十四條 法第九十九條第一項第二号及び第四号並びに第一百一条第一項の規定において読み替えて準用する銀行法（以下この章において「準用銀行法」という。）第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五百六十六条の三十九第一項の規定による指定
- 二 第二十六条各号に掲げる指定

(異議を述べた資金移動業等関係業者の数の資金移動業等関係業者の総数に占める割合)

第二十五條 法第九十九條第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。

(名称の使用制限の適用除外)

第二十六條 準用銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

- 一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定
- 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定
- 三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定
- 四 水産業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定
- 五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定
- 六 信用金庫法第八十五条の十二第一項の規定による指定
- 七 長期信用銀行法第八十六条の八第一項の規定による指定
- 八 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定
- 九 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定
- 十 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定
- 十一 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定
- 十二 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定
- 十三 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第八十五条の二第一項の規定による指定

(指定紛争解決機関について準用する銀行法の規定の読替え)

第二十七條 法第一百一条第一項において指定紛争解決機関について銀行法の規定を準用する場合における同条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二條第二十二項	銀行業務	資金移動業（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二項に規定する資金移動業をいう。次項において同じ。）又は暗号資産交換業（同条第七項に規定する暗号資産交換業をいう。次項において同じ。）
第二條第二十三項	銀行業務	資金移動業又は暗号資産交換業

第二十五条	銀行	資金移動業等関係業者（資金決済に関する法律第九十九条第一項第八号に規定する資金移動業等関係業者をいう。第五十二条の六十五第一項）
第五十二条の六十五第一項	この法律	第六十五第一項、第五十二条の六十七第三項及び第五十二条の七十九第一号において同じ。）
第五十二条の六十五第二項	銀行を	資金決済に関する法律
第五十二条の六十六	他の法律	資金移動業等関係業者を
第五十二条の六十七第三項及び第五十二条の七十九第一号	銀行	資金決済に関する法律以外の法律
第五十二条の八十三第三項	他の法律	資金移動業等関係業者
		資金決済に関する法律以外の法律

第七章 雑則

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第二十八条 法第四十条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第六十四条第一項の規定による免許

二 法第八十二条第一項又は第二項の規定による法第六十四条第一項の免許の取消し

三 法第八十五条第一号及び第二号に掲げる処分についての同条の規定による財務大臣への通知

(前払式支払手段に関する財務局長等への権限の委任)

第二十九条 法第四十条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第二章の規定による権限及び第二章の規定による金融庁長官の権限（第四項において「長官権限」と総称する。）は、前払式支払手段発行者（法第七条の登録を受けようとする法人を含む。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合）に委任するものとする。ただし、法第二十四条第一項及び第二項、第二十五条、第二十六条、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十九条（これらの規定（法第二十六条を除く。）を法附則第六条、第八条第二項又は第九条第三項の規定により適用する場合を含む。）の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 法第二十四条第一項及び第二項（これらの規定を法附則第六条、第八条第二項又は第九条第三項の規定により適用する場合を含む。）の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問（次項において「検査等」という。）で前払式支払手段発行者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合）に委任するものとする。ただし、福岡財務支局長も行うことができる。

3 前項の規定により前払式支払手段発行者の従たる営業所等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該前払式支払手段発行者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等を行うことができる。

4 前三項の規定は、長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

(資金移動業に関する財務局長等への権限の委任)

第三十条 法第四十条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第三章の規定による権限及び第三章の規定による金融庁長官の権限（第四項において「長官権限」と総称する。）は、資金移動業者（法第三十七条の登録を受けようとする者を含む。）の本店（法第二十条第四項に規定する外国資金移動業者である資金移動業者にあつては、国内における主たる営業所。以下この条において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合）に委任するものとする。ただし、法第五十四条第一項及び第二項、第五十五条、第五十六条第一項及び第二項並びに第五十八条の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 法第五十四条第一項及び第二項の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問（次項において「検査等」という。）で資金移動業者の本店以外の営業所（以下この条において「支店」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合）に委任するものとする。

3 前項の規定により資金移動業者の支店に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該資金移動業者の本店又は当該支店以外の支店に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店又は当該支店以外の支店に対し、検査等を行うことができる。

4 前三項の規定は、長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

(暗号資産交換業に関する財務局長等への権限の委任)

第三十一条 法第四十条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第三章の二の規定による権限（第四項において「長官権限」という。）は、暗号資産交換業者（法第六十三条の二の登録を受けようとする者を含む。）の本店（法第二十条第九項に規定する外国暗号資産交換業者である暗号資産交換業者にあつては、国内における主たる営業所。以下この条において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合）に委任するものとする。ただし、法第六十三条の十五第一項及び第二項、第六十三条の十六、第六十三条の十七第一項及び第二項並びに第六十三条の十九（これらの規定を情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）附則第二十条第三項の規定により適用する場合を含む。）の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 法第六十三条の十五第一項及び第二項（これらの規定を情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律附則第二第三項の規定により適用する場合を含む。）の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問（次項において「検査等」という。）で暗号資産交換業者の本店以外の営業所（以下この条において「支店」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局長の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により暗号資産交換業者の支店に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該暗号資産交換業者の本店又は当該支店以外の支店に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店又は当該支店以外の支店に対し、検査等を行うことができる。

4 前三項の規定は、長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

附則抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。ただし、附則第九条及び第十条の規定は公布の日から、附則第十二条の規定（預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百十一号）第三条第八号の改正規定に限る。）及び附則第十三条の規定（農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第百十一号）第六条第八号の改正規定に限る。）は、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第九十九号）附則第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。

（前払式証券の規制等に関する法律施行令の廃止）

第二条 前払式証券の規制等に関する法律施行令（平成二年政令第百九十三号）は、廃止する。

（前払式証券の規制等に関する法律第十四条第一項に規定する権利の実行の手続に関する経過措置）

第三条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に到来する基準日（法第三条第二項に規定する基準日をいう。）前に申し立てられた法附則第二条の規定による廃止前の前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）第十四条第一項に規定する権利の実行の手続については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる権利の実行の手続が終了するまでの間は、当該手続に係る前払式証券の発行者が行うべき供託については、なお従前の例による。

（法附則第四条第一項の規定により自家型発行者となつたものとみなされる者等についての経過措置）

第四条 法附則第四条第一項の規定により自家型発行者となつたものとみなされる者が同条第二項の規定による書類の提出をするまでの間における当該者に対する法第五条第三項の規定の適用については、同項中「第一項各号（第五号を除く。）」とあるのは、「附則第二条の規定による廃止前の前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）第四条第一項各号」とする。

2 法附則第五条第一項の規定により第三者型発行者となつたものとみなされる者が同条第二項の規定による書類を提出するまでの間における当該者に対する法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「第八条第一項各号」とあるのは、「附則第二条の規定による廃止前の前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）第七条第一項各号」とする。

（法附則第八条の規定の適用を受ける者について適用する法の規定の読替え）

第五条 法附則第八条第一項の規定の適用がある場合における法第二十条第一項、第二十七条及び第三十四条の規定の適用については、同項第二号中「第七条の登録を取り消された」とあるのは「第三者型前払式支払手段の発行者の業務の廃止を命ぜられた」と、法第三十四条中「第七条の登録を取り消されたとき」とあるのは「第三者型前払式支払手段の発行者の業務の廃止を命ぜられたとき」とする。

（法附則第九条の規定の適用を受ける者について適用する法の規定の読替え）

第六条 法附則第九条第一項に規定する基準日未使用残高及び基準期間の発行額

2 法附則第九条第一項第三号に規定する政令で定める額は、二千五百万円とする。

（法附則第九条の規定の適用を受ける者について適用する法の規定の読替え）

第七条 法附則第九条第一項の規定の適用がある場合における法第二十条第一項、第二十七条及び第三十四条の規定の適用については、同項第二号中「第七条の登録を取り消された」とあるのは「第三者型前払式支払手段の発行者の業務の廃止を命ぜられた」と、法第三十四条中「第七条の登録を取り消されたとき」とあるのは「第三者型前払式支払手段の発行者の業務の廃止を命ぜられたとき」とする。

（表示義務に関する経過措置）

第八条 法の施行の際現に前払式支払手段の利用者に対し交付されている書面その他の物であつて前払式支払手段と一体となつているものに金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。）又は物品若しくは役務の数量の記録を加算することにより行われる前払式支払手段の発行については、法第十三条第一項の規定は、適用しない。

（法施行前における資金移動業者の登録を受けるための準備行為）

第九条 法第三十七条の登録を受けようとする者は、法の施行前においても、法第三十八条の規定の例により、その申請を行うことができる。

（法施行前における認定資金決済事業者協会の認定を受けるための準備行為）

第十条 法第八十七条の認定を受けようとする者は、法の施行前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

（指定紛争解決機関に関する経過措置）

第十一条 平成二十五年九月二十九日までの間における第二十四条及び第二十六条の規定の適用については、第二十四条中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の相当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第一百四十四号）第四十三条の二第一項の規定による指定」と、第二十六条中「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」とあるのは「次に掲げる指

定又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定のいづれかを受けた者」とする。

附則（平成二十六年一月二四日政令第一五号）抄

（施行期日）

1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十六年三月二四日政令第七三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

（資金決済に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 存続厚生年金基金に対する第三十三条の規定による改正後の資金決済に関する法律施行令第四条第四項の規定の適用については、同項第二号ハ中「企業年金基金」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金、企業年金基金」とする。

附則（平成二十七年一月三〇日政令第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附則（平成二十七年一月二六日政令第三九二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政庁の処分又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（公認会計士法施行令等の一部改正に伴う経過措置）

第三条 略

10 第二条第六号の規定による改正後の資金決済に関する法律施行令（次項において「新資金決済法施行令」という。）第十一条第六項の規定は、同条第五項の規定により施行日以後に行う公示に係る配当について適用し、同号の規定による改正前の資金決済に関する法律施行令（次項において「旧資金決済法施行令」という。）第十一条第五項の規定により施行日以前に行った公示に係る配当については、なお従前の例による。

11 新資金決済法施行令第十九条第六項の規定は、同条第五項の規定により施行日以後に行う公示に係る配当について適用し、旧資金決済法施行令第十九条第五項の規定により施行日以前に行った公示に係る配当については、なお従前の例による。

附則（平成二十八年一月二六日政令第二二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十九年三月二四日政令第四七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（附則第十九条を除く。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同法附則第十九条の規定の施行の日（同年三月二十五日）から施行する。

（保有者に対する前払式支払手段の払戻しに関する経過措置）

第二条 情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第十一条の規定による改正後の資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号。以下「新資金決済法」という。）第二十条の規定は、前払式支払手段発行者（新資金決済法第二条第一項に規定する前払式支払手段発行者をいう。以下この条において同じ。）が改正法の施行の日（以下「改正法施行日」という。）以後に新資金決済法第二十条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合について適用し、前払式支払手段発行者が改正法施行日前に改正法第十一条の規定による改正前の資金決済に関する法律第二十条第一項各号のいずれかに該当する場合には、なお従前の例による。

（改正法施行日前における仮想通貨交換業者の登録を受けるための準備行為）

第三条 新資金決済法第六十三条の二の登録を受けようとする者は、改正法施行日以前においても、新資金決済法第六十三条の三の規定の例により、その申請を行うことができる。

（改正法附則第八條第二項の規定による新資金決済法の規定の読替え）

第四条 改正法附則第八條第二項の規定により新資金決済法の規定を適用する場合には、新資金決済法第六十三条の十七第二項中「第六十三条の二の登録を取り消す」とあるのは「仮想通貨交換業の全部の廃止を命ずる」と、新資金決済法第六十三条の二十一中「第六十三条の二の登録が取り消された」とあるのは「仮想通貨交換業の全部の廃止を命じられた」とする。

（改正法施行日前における認定資金決済事業者協会の認定を受けるための準備行為）
第五条 新資金決済法第八十七条の認定を受けようとする者（新資金決済法第二条第七項に規定する仮想通貨交換業を行う者が設立した一般社団法人に限る。）は、改正法施行日前においても、新資金決済法第八十七条の規定の例により、その申請を行うことができる。

附則（平成二十九年一〇月二七日政令第二七三三号）抄
 （施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（平成三十年六月十五日）から施行する。

附則（平成三〇年五月三〇日政令第一七三三号）抄
 （施行期日）

第一条 この政令は、銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。
 附則（平成三〇年一月二七日政令第三五七号）
 この政令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年四月三日政令第一四二二号）抄
 （施行期日）

第一条 この政令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。ただし、第七条中特定商取引に関する法律施行令附則第三項第二号の改正規定並びに次条並びに附則第四条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 改正法第一条の規定による改正後の資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号。以下この条及び次条において「新資金決済法」という。）第六十三条の二の登録を受けようとする者（暗号資産管理業務（改正法附則第二条第一項に規定する暗号資産管理業務をいう。附則第十一条において同じ。）を行う者に限る。）は、改正法の施行の日（以下「改正法施行日」という。）前においても、新資金決済法第六十三条の三の規定の例により、その申請を行うことができる。

第三条 改正法附則第二条第三項の規定による新資金決済法の規定の読替え（**改正法附則第二条第三項の規定により新資金決済法の規定を適用する場合には、新資金決済法第六十三条の九の二第二号中「暗号資産交換業者である旨及びその登録番号」とあるのは「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）附則第二条第一項又は第二項の規定によりこれらの項に定める期間において暗号資産管理業務（同条第一項に規定する暗号資産管理業務をいう。第六十三条の十七第二項及び第六十三条の二十一において同じ。）を行うことができる者である旨」と、新資金決済法第六十三条の十七第二項中「第六十三条の二の登録を取り消す」とあるのは「暗号資産管理業務の全部の廃止を命ずる」と、新資金決済法第六十三条の二十一中「第六十三条の二の登録が取り消された」とあるのは「暗号資産管理業務の全部の廃止を命じられた」と、「前条第二項の規定により第六十三条の二の登録が効力を失った」とあるのは「暗号資産管理業務の全部を廃止したことにより情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項及び第二項の規定の適用を受けないこととなつた」とする。）**

2 前項の規定により新資金決済法の規定を読み替えて適用する場合における改正法附則第二条の規定の適用については、同条第一項中「第六十三条の十七第一項」とあるのは「第六十三条の十七第一項若しくは第二項」と、同条第二項中「第六十三条の十七第一項」とあるのは「第六十三条の十七第一項又は第二項」と、同条第四項中「第六十三条の十七第一項」とあるのは「第六十三条の十七第一項又は第二項」と、「同項」とあるのは「これらの項」とする。

第十三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（令和二年七月八日政令第二二七号）抄
 （施行期日）

第一条 この政令は、改正法施行日（令和二年十二月一日）から施行する。

第五条 この政令の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和三年三月一九日政令第五二二号）抄
 （施行期日）

第一条 この政令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年五月一日）から施行する。ただし、附則第四条から第七条までの規定は、公布の日から施行する。

第二条 改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現にこの政令による改正前の資金決済に関する法律施行令第九条第一項（第三号又は第四号に係る部分に限る。）の承認を受けている者が行う同項に規定する発行保証金の取戻しについては、なお従前の例による。
 （履行保証金の供託に関する経過措置）

第三条 みなし登録第二種業者（改正法附則第七条第二項に規定するみなし登録第二種業者をいい、改正法附則第十二条第三項に規定する信託契約みなし登録第二種業者を除く。）が、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）から第二号施行日の直前の改正法第十四条の規定による改正前の資金決済に関する法律（以下この条において「旧資金決済

法」という。) 第四十三條第一項に規定する基準日の翌日から起算して一週間を経過する日までの間に改正法第十四條の規定による改正後の資金決済に関する法律(以下「新資金決済法」という。) 第四十一條第一項の変更登録を受けた場合には、当該みなし登録第二種業者に係る改正法附則第九條の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧資金決済法第四十三條第二項に規定する政令で定める額は、千円を当該みなし登録第二種業者が営む資金移動業の種別(新資金決済法第三十八條第一項第七号に規定する資金移動業の種別をいい、第三種資金移動業(新資金決済法第三十六條の二第三項に規定する第三種資金移動業をいう。以下この条において同じ。)(当該みなし登録第二種業者が営む第三種資金移動業の新資金決済法第四十五條の二第一項に規定する預貯金等管理割合が百分の百である場合に限る。)を除く。)の数で除して得た額(その額に一万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とする。

(第二号施行日前における登録申請書の提出)

第四條 第二号施行日以後に、新資金決済法第二條第二項に規定する資金移動業を営もうとする者は、第二号施行日前においても、新資金決済法第三十八條の規定の例により、同條第一項の登録申請書を提出することができる。この場合において、当該登録申請書は、第二号施行日において同項の規定により提出されたものとみなす。

(第二号施行日前における業務実施計画の認可の申請)

第五條 新資金決済法第四十條の二第一項の認可を受けようとする者は、第二号施行日前においても、同項の規定の例により、その申請を行うことができる。

(第二号施行日前における改正法附則第七條第二項の書類の提出)

第六條 この政令の公布の際現に資金決済に関する法律第三十七條の登録を受けている者は、第二号施行日前においても、改正法附則第七條第二項の規定の例により、同項の書類の提出をすることができる。この場合において、当該書類は、第二号施行日において同項の規定により提出されたものとみなす。

(第二号施行日前における変更登録の申請)

第七條 前條の規定により改正法附則第七條第二項の書類を提出した者であつて、新資金決済法第四十一條第一項の変更登録を受けようとするものは、第二号施行日前においても、同條第二項において準用する新資金決済法第三十八條の規定の例により、その申請を行うことができる。

(権限の委任)

第八條 改正法附則第十六條第一項の規定により金融庁長官に委任された権限は、みなし登録第二種業者(改正法附則第七條第二項に規定するみなし登録第二種業者をいう。)の本店(資金決済に関する法律第二條第四項に規定する外国資金移動業者である資金移動業者にあつては、国内における主たる営業所)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任するものとする。